

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等

事業名		農山漁村振興交付金（国庫・継続）		
アピールポイント		農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興政策を総合的に推進し、関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援する。		
事業の趣旨	農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	予算額(千円)	国直接採択	
		内訳	国	8,389,000
			県	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 農山漁村発イノベーション対策 多様な地域資源を活用し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援</p> <p>(2) 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型） 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援</p> <p>(3) 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型） 障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援</p> <p>(4) 中山間地農業推進対策 中山間地域等での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援</p> <p>(5) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援</p> <p>(6) 山村活性化支援交付金 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化を図る取組を支援</p> <p>(7) 情報通信環境整備対策 農業農村インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援</p> <p>(8) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援</p> <p>《事業実施主体》 都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額 1/2等	※県経由	
			※県経由	
			※県経由	
			※県経由	
【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等				
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別		市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体

事業名		果樹経営支援対策事業（国庫・継続）		
アピールポイント		果樹の優良品種への改植・新植、改植・新植と同時に実施する小規模園地整備、放任園地発生防止（廃園）等の整備事業及び大苗育苗ほの設置等の推進事業を実施できる。		
事業の趣旨	産地自らが策定した果樹産地構造改革計画の実現に向けて、担い手の経営基盤の強化と産地の競争力を高めるため、次の取組を支援する。 ※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 整備事業	補助率	標準事業費	
	(1) 優良品目・品種への改植・新植	定額	17(15)万円	
	ア りんご普通樹、主要落葉果樹	定額	33(32)万円	
	イ りんごのわい化栽培、ぶどう（加工用）の垣根栽培、なし等のジョイント栽培	定額	73(71)万円	
	ウ りんご超高密植（トールスピンドル）栽培	1/2		
	エ その他果樹（慣行栽培、省力樹形等）	1/2		
	(2) 小規模園地整備（全ての果樹）	1/2		
園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、排水路の新設				
(3) 放任園地の発生防止対策（伐採、植林）				
ア りんご（わい化含む）	定額	8万円		
イ その他	1/2			
(4) 用水・かん水施設の整備	1/2			
(5) 防災施設の整備	1/2			
防霜施設、防風施設の新設			※事業費は10a当たり	
※（2）、（4）、（5）の取組は、（1）の取組と同時に実施するものであること。			※（ ）は新植の額	
2 推進事業				
大苗育苗ほの設置	1/2			
《支援対象者》				
果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等	定額			
【採択要件】				
1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。				
2 受益面積が地続きで概ね2 a以上であること。				
3 改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。				
4 防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実であること。				
実施期間	令和2～6年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5149、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別		市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の園地整備、災害防止施設整備等の整備事業を実施できる。			
事業の趣旨	<p>需要の変化に対応するため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な農業者を対象として、優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援する。</p> <p>※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。</p>	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 小規模園地整備 園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、用水・かん水施設の整備、排水路の新設、防霜施設、防風施設の新設</p> <p>《事業実施主体》 果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。</p> <p>2 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。 優良品目・品種への改植・新植：地続きでおおむね2a以上 小規模園地整備：地続きでおおむね10a以上 （ただし、土層改良は地続きでおおむね2a以上）</p> <p>3 改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。</p> <p>4 防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実であること。</p>				
実施期間	令和4～6年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ （内線5149、直通017-734-9492）	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積 生産基盤の整備	調査等 / 中山間地域振興 遊休農地対策 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他(農道)
実施主体別	県	

事業名	中山間地域総合整備事業(国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金、中山間地域農業農村総合整備事業】			
アピールポイント	立地条件の悪い中山間地域において、多様なメニューに取り組むことができ、総合的に整備を行うことができる。			
事業の趣旨	過疎化や高齢化が進行している中山間地域において、立地条件に沿った農業生産基盤の整備や生産・販売施設等と定住を促進するための生活環境基盤の整備を総合的に実施し、農業・農村の活性化や新たな就業機会の創出などを図るとともに、国土・環境の保全等に資する。	予算額(千円)	946,316	
		内訳	国	520,473
			県	287,919
			その他	137,924
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全 (9) 土地基盤の再編・整序化 (10) 埋蔵文化財調査 2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備 (20) その他施設 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		国	55.0%	—
		県	32.0% ～ 27.5%	
		【採択要件】 1 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村またはこれに準ずる市町村において、 ・農用地の主傾斜がおおむね1/100以上の面積が50%以上を占める地域であること。 ・林野率が50%以上を占める地域であること。 2 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域(中山間NN事業のみ) 【令和6年度実施計画等】 1 実施地区数：8地区 2 関係市町村：三戸町他9町村		
実施期間	平成2年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備	環境保全 / その他(生活環境) ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他(農道)
実施主体別	県 / 市町村	

事業名	集落基盤整備事業(国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住み良い農村となるよう、農業生産基盤の整備と、交通、情報通信等の生活環境整備を総合的に推進することができる。			
事業の趣旨	地域が設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係省庁との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全 2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		県営	—	
		国	50%	
		県	25%	
		【採択要件】 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が作成されている地区であること。 【令和6年度実施計画等】 ※実施地区なし		
実施期間	平成13年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	農地の利用集積・生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	経営体育成基盤整備事業（ハード）（国庫・継続）			
アピールポイント	将来の農業生産を担う経営体の育成が見込まれる地域を対象に、経営体の育成を図りつつ、区画整理、農業用排水施設等の水田整備を地域農業のニーズに応じて実施することができる。			
事業の趣旨	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に行う。	予算額(千円)	3,288,201	
		内訳	国	1,770,791
			県	956,150
			その他	501,260
事業の内容等	<p>地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、農地の整備状況等を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施するものであり、次に掲げる1～7の事業のうち2以上（3と5は単独でも可）の事業を実施する。</p> <p>1 農業用排水施設整備 2 農道整備 3 区画整理 4 農用地造成 5 暗渠排水 6 客土 7 除礫</p> <p>《事業実施主体》 県</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 受益面積が20ha以上であること。 2 担い手の農地利用集積率、集約化率の増加及び農地所有適格法人等の育成と併せた農地の利用集積率の増加等。</p> <p>【令和6年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区数：15地区 2 関係市町村：青森市、五所川原市、つがる市、十和田市、今別町、蓬田村、板柳町、中泊町、深浦町、七戸町、東北町、五戸町、南部町</p>				
実施期間	平成15年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	畑地帯総合整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	畑地帯を総合的に整備することにより、収穫・輸送時の荷傷みが解消され、品質・収益性の向上が図られ、農業経営が安定する。			
事業の趣旨	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、畑地帯において必要な用排水路施設や農道、区画整理などの生産基盤整備及び営農環境の整備、さらには担い手の育成・支援を一体的に実施し、畑作物の生産振興及び担い手の経営安定を図る。	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	5,000
			県	2,750
			その他	2,250
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理、除礫、農用地造成、農地保全 2 農業生産基盤整備付帯事業 土壌改良、交換分合等 3 営農環境整備事業 農業集落道、農業集落防災安全施設、用地整備、生態系保全空間整備、営農用水施設、農作業準備休憩施設、農地被害防護施設、地域資源利活用基盤等 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
【採択要件】 1 担い手育成型 (1) 受益面積が概ね20ha以上であること。 2 担い手支援型 (1) 受益面積が概ね30ha以上であること。 (2) 担い手農家戸数割合又は担い手経営面積割合が10%以上であること。 (3) 受益面積のうち3戸以上が担い手であること。 【令和6年度実施計画等】 1 実施地区数：1地区 2 事業実施地域：青森市				
実施期間	令和3年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積・生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水 / 用排水路 / その他（農道、農用地造成）
実施主体別	県	

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県が基盤整備を実施することができる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を推進することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力のある農業の実現に資する。	予算額(千円)	629,080	
		内訳	国	393,175
			県	172,997
			その他	62,908
事業の内容等	担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構が借り入れている農地について、次の事業を実施する。 1 農業用排水施設整備 2 農道整備 3 区画整理 4 農用地造成 5 暗渠排水 6 客土 7 除礫 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		工事費 国 62.5% 県 27.5%	—	
【採択要件】 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること。 2 事業対象農地のすべてについて、機構が農地中間管理権（土地改良事業計画の公告日から15年以上）を有すること。 3 事業対象農地面積がおおむね10ha以上（中山間地域はおおむね5ha以上）であること。 ※その算入範囲は大字を単位（営農上の一体性がある場合はその範囲） 4 事業対象農地がおおむね1ha以上（中山間地域及び樹園地はおおむね0.5ha以上）のまとまりを有する農地で構成されること。 5 すべての事業対象農地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。 6 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%以上増加すること。 7 事業完了後5年以内（果樹等については10年以内）に収益性が20%以上向上すること。 【令和6年度実施計画等】 1 実施地区数：9地区 2 関係市町村：青森市、弘前市、八戸市、中泊町、五戸町、藤崎町、田舎館村				
実施期間	令和元年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 暗渠排水 / 用排水路 / その他(農道・区画拡大等、先進的省力化技術の導入) リース / その他(GNSS基地局の整備、田んぼダム、病害虫対策、交換分合)
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農業法人 / 農地中間管理機構 等	

事業名	農地耕作条件改善事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農地の大区画化・汎用化など耕作条件の改善を機動的に進め、農地中間管理機構による農地集積・集約化を促進する。また、GNSS基地局の設置や田んぼダムの取組、病害虫対策等を実施できる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構による農地集積・集約化を加速するため、畦畔除去等による区画拡大や暗きょ排水整備など多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。	予算額(千円)	115,800	
		内訳	国	108,600
			県	4,400
			その他	2,800
事業の内容等	<p>1 定額助成 (1) 田の区画拡大 (2) 畑の区画拡大 (3) 暗きょ排水 (4) 湧水処理 (5) 末端畑地かんがい施設 (6) 土層改良 (7) 更新整備 (8) 条件改善推進費 (9) 高収益作物転換推進費 (10) 水田貯留機能向上推進</p> <p>2 定率助成 (1) 農業用排水施設 (2) 暗きょ排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) スマート農業導入支援 (10) 管理省力化支援 (11) 品質向上支援 (12) 条件改善促進支援 (13) 高収益作物導入支援 (14) 指導</p> <p>3 農地集積推進助成</p> <p>《事業実施主体》 農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協、農業法人</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		定額国	100%	
		定率【県営】	国	50.0%
			中山間地域等	55.0%
			県	27.5%
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域計画が策定された区域で農地中間管理機構との連携概要を策定すること。 地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、又は土地利用調整計画を作成すること。 総事業費200万円以上であること。 受益者数2者以上であること。 等 <p>【令和6年度実施計画等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施地区 : 2地区 関係市町村: 青森市、つがる市 				
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 施設導入
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会等

事業名		農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策（国庫・継続）		
アピールポイント		中山間地域等における遊休農地の解消と農用地保全に必要な粗放的な土地利用等を支援する。		
事業の趣旨	地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農地保全のための活動（粗放的利用等）を支援することで、農用地の保全を図る。	予算額(千円)	国直接採択	
		内訳	国	10,000
			県	—
その他	—			
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 最適土地利用推進事業</p> <p>ア 土地利用構想の概定</p> <p>イ 実証事業</p> <p>ウ 土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組</p> <p>エ 省力化機械の導入（自走式草刈機等）</p> <p>事業実施期間（最大5年）終了時までのリース経費を支援</p> <p>オ 粗放的利用体制整備</p> <p>粗放的利用（放牧、蜜源・緑肥・省力作物の作付け、鳥獣害防止の緩衝帯整備、ビオトープの整備、計画的な植林）に係る管理経費等の支援</p> <p>カ 農用地保全推進員（コーディネーター）の設置（活性化計画の策定が要件）</p> <p>(2) 最適土地利用整備事業</p> <p>ア 粗放的利用のための条件整備</p> <p>補助対象：刈払・伐根、集積・運搬、除礫、耕起・整地、土壌改良、放牧に必要な整備（電気牧柵等）</p> <p>イ 農用地保全のための基盤整備</p> <p>補助対象：用排水施設、農道、暗きょ排水、客土、区画整備等</p> <p>ウ 農用地保全のための農業環境整備</p> <p>補助対象：トイレ、農機具収納施設、農業用ハウス</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>都道府県、市町村、農業委員会、農協、土地改良区、地域協議会、地域運営組織等</p>	補助率	標準事業費	
		定額等	※県経由	
		5.5/10		
<p>【採択要件】</p> <p>(1) 事業開始から3年以内に「土地利用構想」を策定すること。</p> <p>(2) 農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと 等</p>				
実施期間	令和4年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5055、直通017-734-9462)	

目的別	生産基盤の整備	暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（補修）
実施主体別	県	

事業名	農業水利施設保全合理化事業（国庫・継続）			
アピールポイント	水管理の効率化・省力化に必要な農業用排水施設の整備を実施するとともに、老朽化した農業水利施設を補修して安全性の向上を図る。			
事業の趣旨	環境との調和にも配慮しつつ、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化等による水管理の省力化を図る。	予算額(千円)	789,961	
		内訳	国	431,357
			県	217,915
			その他	140,689
事業の内容等	1 水利施設整備事業（農地集積促進型） （1）農業用排水施設（新設、廃止又は変更） （2）（1）の新設と併せ行う暗きょ排水、客土、区画整理 2 水利施設整備事業（簡易整備型） （1）農業用排水施設の新設、廃止又は変更 （2）給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の設備等 3 実施計画策定事業 （1）水利用調整事業 （2）水利用高度化推進事業 （3）施設計画策定事業 （4）機能保全計画策定事業 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		診断国 100% 工事国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%	—	
【採択要件】 1 水利施設整備事業（農地集積促進型） 受益面積20ha以上、水利施設等保全高度化整備計画の策定、事業完了時に担い手農地利用集積率が一定以上向上すること。 2 水利施設整備事業（簡易整備型） 受益面積5ha以上、水利施設保全高度化整備計画の策定、事業費200万円以上、農業者2者以上であること。 3 実施計画策定事業 施設計画策定事業は、施設計画策定事業計画を策定し、事業費が200万円以上であること。機能保全計画策定事業は、末端支配面積が10ha以上であること。 【令和6年度実施計画等】 1 実施地区数：6地区 2 関係市町村：弘前市、五所川原市、平川市、七戸町、東北町、南部町				
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	生産基盤の整備	用排水路 / その他（農業用排水施設）
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区 等	

事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策をきめ細かく推進する。			
事業の趣旨	農業水利施設の長寿命化のほか、水管理労力軽減、維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下による災害のおそれが生じている箇所において、機能回復や被害発生 の未然防止の取組などを実施し、農業の持続的な発展を図る。	予算額(千円)	1,399,058	
		内訳	国	760,937
			県	400,629
			その他	237,492
事業の内容等	1 長寿命化対策 (1) 機能診断、機能保全計画に基づいた水利施設整備 (2) ハード対策を行うための機能保全計画の策定、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査 《事業実施主体》 県、市町村、農協、土地改良区等	補助率	標準事業費	
		ハード国	—	
【採択要件】 1 長寿命化・防災減災計画を策定していること。 2 長寿命化対策・防災減災対策のうちハード対策 (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 (2) 1地区当たりの受益者数が農業従事者の常時従事者2者以上であること。 (3) 1地区当たりの工事工期が原則3年以内であること（ため池整備は5年以内）。 3 長寿命化対策・防災減災対策のうちソフト対策 1地区当たりの事業工期が1年以内であること。 【令和6年度実施計画等】 1 実施地区数：18地区 2 関係市町村：弘前市、八戸市、五所川原市、三沢市、つがる市、鱒ヶ沢町、板柳町、鶴田町、十和田市、七戸町、六戸町、五戸町、六ヶ所村				
実施期間	令和3年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	生産基盤の整備	用排水路 / その他（ダム、頭首工、揚排水機場等）
実施主体別	県	

事業名	基幹水利施設ストックマネジメント事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農業水利施設の効率的な更新整備・保全管理により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する。			
事業の趣旨	土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的な農業水利施設の有効活用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、機能保全計画の作成及び当該計画に基づく対策工事を一貫して実施することにより、施設の機能を効率的に保全する。	予算額(千円)	388,870	
		内訳	国	219,620
			県	94,906
			その他	74,344
事業の内容等	1 県営土地改良工事により造成された施設に関する機能保全計画の策定 2 国営造成施設及び県営造成施設の機能保全計画に基づく対策工事の実施 3 国営造成施設及び県営造成施設の突発的事故に対する緊急補修工事 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		診断 国 100% 工事 国 50.0% 県 25%、 29%更新型	—	
【採択要件】 1 既存施設を有効活用する場合で、施設機能の向上を目的としないものであること。 2 機能保全計画の策定を行おうとする県営造成施設を選定しており、実施方針に位置づけられていること。 3 対策工事の実施については、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること。 4 末端支配面積が100ha以上（田以外20ha以上）であること。 5 緊急補修工事の実施 【令和6年度実施計画等】 1 実施地区数：8地区 1 関係市町村：青森市、八戸市、つがる市、弘前市、平川市、大鰐町、田舎館村、十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、全県				
実施期間	平成30年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	